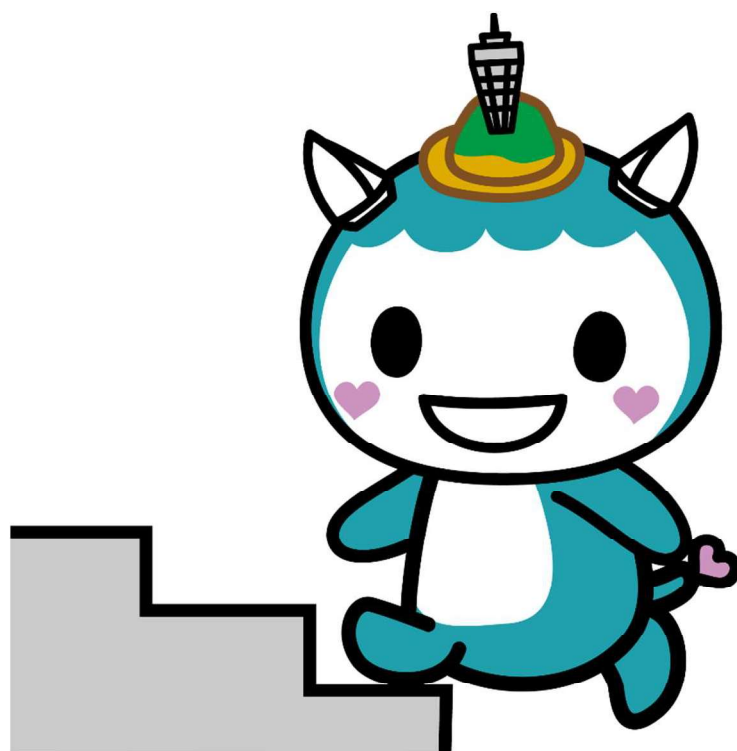


介護保険住宅改修 の手引き



藤沢市 介護保険課

2023年（令和5年）2月

< 目 次 >

1	介護保険住宅改修について	1
2	住宅改修費支給の要件	2
3	住宅改修の上限額	3
4	支給限度基準額の例外措置	5
	（1）要介護状態区分が3段階以上重くなった場合【3段階リセットの例外】	5
	（2）転居した場合【転居リセットの例外】	6
5	住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類	7
	（1）手すりの取付け	7
	（2）段差の解消	9
	（3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	10
	（4）引き戸等への扉の取替え	11
	（5）洋式便器等への取替え	12
	（6）ユニットバスの取扱いについて	13
6	支払方法	14
	（1）償還払い	14
	（2）受領委任払い	14
7	住宅改修費支給申請のながれ	17
	（1）償還払い	17
	（2）受領委任払い	19
8	その他	21
	（1）住宅改修を必要とする理由書の作成者	21
	（2）住宅改修の取下げ	21
	（3）事前申請の内容に変更が生じる場合	21
	（4）障がい者総合支援法による助成等	23
9	住宅改修を必要とする理由書記入例	26
10	申請書記入例	32
11	よくある質問	44

1 介護保険住宅改修について

要支援・要介護認定を受けている方が、自宅での自立した生活続けるために必要な住宅改修に係る費用の一部を支給する制度です。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

<適正な住宅改修の利用のための留意事項>

(1) 工事の必要性の検討

単なるリフォーム工事ではなく、介護保険制度を利用するため、ケアマネジャー、事業者等は、専門的な観点から、優先順位等を考慮し住宅改修の内容を検討します。

<検討のポイント>

- ・福祉用具の利用により解決できないか検討する。
- ・生活動線の工夫（家具の位置や居室の場所を移動する等）により、安全な移動の確保ができないか検討する。

(2) ケアマネジャー・事業者から利用者への説明

ほかの介護保険サービスと同様、制度利用にあたり、ケアマネジャー、事業者等は十分に利用者に対して説明を行うことが求められます。

(3) 住宅改修の施工業者について

施工業者に関して、神奈川県や藤沢市の指定はありません。利用者は、担当のケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、施工業者の選定に当たっては、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較・検討した上で1社を選ぶことをお勧めします。

(4) 施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、利用者本人または家族が施工業者と交渉することとなりますので、契約の際にはアフターサービスについても確認しておくことが重要です。

(5) 支給限度額について

限度額は一律20万円であるため、心身状況の変化に合わせた追加の改修にも対応できるよう、複数の事業者から見積もりを取るなど、適正な価格となるよう留意してください。

2 住宅改修費支給の要件

次の要件をすべて満たした場合、住宅改修費の支給の対象となります。

- (1) 要支援認定または要介護認定を受けていること。
- (2) 住民登録地かつ現に被保険者本人が居住している家屋の改修であること。
- (3) 被保険者本人が入院・入所している場合は、退院・退所の見込みがたっていること。
- (4) 工事内容が、介護保険の給付対象であり、かつ、事前申請の書類にその必要性が記載されていること。
- (5) 工事着工前に藤沢市に事前申請を行い、工事内容について確認を受けていること。

- 介護保険で行う住宅改修は、日常生活動作（入浴や外出など）を助けることで安全性の向上や介護者の負担軽減を図ることを目的としており、生活する上で現に必要な改修と認められるもののみが対象となります。趣味や仕事等、本人の生きがいや生活を充実させるための改修や、リハビリ、リフォームを目的とした改修については、対象とはなりません。
- 要支援・要介護認定の新規申請中の場合、完了届提出時点で要介護認定結果が確定しており、かつ、いずれかの要介護状態区分に認定されたときには、対象となります（認定結果が非該当となった場合は対象とはなりません。）。
- 住民登録地以外の住居（親族宅等）の改修は対象とはなりません。
- 医療機関や介護保険施設に入院または入所中の方が、外泊等一時的に滞在するときの自宅の改修は対象外です。ただし、在宅復帰を前提とした改修は、完了届提出時に在宅復帰している場合は、対象となります。
- 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象になります。
この場合「住宅改修に要した費用に係る領収書」は、材料を販売した者が発行したものです。これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人または家族が作成してください。この場合であっても、事前申請時、完了届提出時に必要な書類は、事業者が改修を行った場合と変更はありません。なお、材料の購入は事前申請の承認を受けた後にしてください。
- 理由書の作成や申請に係る手数料等は、住宅改修費の支給対象とはなりません。

3 住宅改修の上限額

住宅改修費の支給限度基準額（上限額）は、要介護状態区分（介護度）に関わりなく、1人あたり20万円（消費税含む。）です。

20万円の工事費用を上限として、住宅改修に係る工事に要した費用に対して、被保険者の利用者負担割合（1割～3割）に応じて、7割～9割を介護保険から支給します。

支給限度基準額（20万円）を超えた工事を行った場合、当該超えた部分の工事費用は、全額利用者負担となります。

支給限度基準額（20万円）の範囲内であれば、再度、住宅改修費の支給申請をすることができます。

<負担割合ごとの保険給付額と利用者負担額>

支給限度 基準額	利用者負担		介護保険給付上限額	
	利用者 負担割合	金額	保険給付 割合	金額
20万円	1割	2万円	9割	18万円
	2割	4万円	8割	16万円
	3割	6万円	7割	14万円

<例>

① 利用者負担割合：1割（保険給付割合：9割）

② 住宅改修費用総額（介護保険対象分）：50,000円

③ 住宅改修費支給額：

50,000円×0.9（保険給付割合）＝45,000円 ※小数点以下切捨て

④ 利用者負担額（②－③）

50,000円－45,000円（住宅改修費支給額）＝5,000円

⑤ 住宅改修残高（20万円－②）

200,000円（支給限度基準額）－50,000円＝150,000円

※再度住宅改修が必要となった場合には、住宅改修残高の範囲内で再度支給申請をすることができます。

- ◆ 利用者負担の割合は、原則として、1割、2割または3割です。
- ◆ 負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されています。
- ◆ 保険料の滞納がある場合には、保険給付が制限（給付額の減額）されることがあります（給付制限）。
- ◆ 給付制限の対象となった場合、当該期間は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合が「1割または2割」の方は「3割」に、「3割」の方は「4割」になります。

介護保険被保険者証

(1)

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 4 2 0 9	神奈川県

(2)

要介護状態区分等	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	
認定の有効期間	
区分支給限度基準額	
居宅サービス等	
1月当たりサービスの種類	
(うち種類支給限度基準額)	
認定審査会の意見及びサービスの	

(3)

内 容	期 間
給付制限	開始年月日
	終了年月日
	開始年月日
	終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日
	届出年月日
	届出年月日
	届出年月日

要介護度・認定有効期間などが記載されています。

保険給付の制限（給付額の減額）がある場合、この欄に記載されています。

担当の居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの届出がある場合事業所名が記載されています。

 介護保険負担割合証		
交付年月日		
被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	性別
利用者の割合		適 用 期 間
開始年月日		1 4 2 0 5 9
割 終了年月日		
開始年月日		
割 終了年月日		
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印		神奈川県藤沢市 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 電話 0466(25)1111

- 4

4 支給限度基準額の例外措置

要介護状態区分が3段階以上重くなった場合や転居した場合には、支給限度基準額の例外措置があります。

(1) 要介護状態区分が3段階以上重くなった場合【3段階リセットの例外】

初回の住宅改修着工日時点の要介護状態区分を基準として、「介護の必要の程度」が3段階以上重くなった場合には、再度、支給限度基準額20万円の範囲内で住宅改修費の支給申請が行えます。※1人につき1回限りです。

介護の必要性の程度	要介護状態区分（介護度）
第1段階	要支援1 または 経過的要介護
第2段階	要支援2 または 要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

※「要支援2」と「要介護1」は、同じ段階として取扱います。

< 3段階リセットが適用となる場合 >

初回の着工日時点の 要介護状態区分	追加の住宅改修の着工日時点の 要介護状態区分
要支援1 または 経過的要介護	要介護3・4・5
要支援2 または 要介護1 ※	要介護4・5
要介護2	要介護5

※「要支援2」と「要介護1」は、同じ要介護状態区分として取扱います。

※転居した場合、「転居リセットの例外」が優先され、当該転居後の住宅で行った初回の住宅改修における着工日時点の要介護状態区分と比較します。

(2) 転居した場合【転居リセットの例外】

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用しているも転居先で新たに20万円を支給限度額として、住宅改修費の支給申請を行うことができます。

- 転居前住居における住宅改修残高がある場合でも、その残高は引継がれません。
- 転居前の住宅に再び戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱われます。この場合、3段階リセットの例外も転居前住宅において初めて住宅改修に着工した日の要介護状態区分を基準とします。
- 区画整理や住居表示等により、住所の表記のみが変更となった場合は、転居リセットの対象とはなりません。
- 転居後の3段階リセットの例外については、転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分を基準とします。

5 住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類

<平成11年3月31日 厚生省告示第95号>

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防、若しくは、移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

【対象となる付帯工事】

※付帯工事のみを行う場合は対象外

- ◆ 手すりの取付けのための壁の下地補強

【住宅改修費の支給対象外となるもの】

- ◆ 床に据え置いて使用するもので、取付け工事を伴わないもの（福祉用具貸与の対象）。
- ◆ 固定されていない家具に取付けるもの（床や壁とともに家具にも固定する場合は除く）。
- ◆ 老朽化や破損等による手すりの取替え。
- ◆ 外手すりなど、支柱タイプの下地として床モルタル補修が必要な場合の、支柱の根本部分以外（ポーチや階段の踏み面全体を行う場合は、対象外。）。
- ◆ 壁の内側に下地を入れる場合のクロスの張替えは、手すりに関する最低限の部分（下地から下の部分）以外は対象外。
- ◆ 下地を入れるため壁を壊した場合の新規壁材は対象外（壁工事は小規模工事とはいえないため。）。

【留意事項】

跳ね上げ式手すりを設置する場合	跳ね上げでなくてはならない理由を、理由書に具体的に記載してください。
家具等に手すりを設置する場合	設置する家具等が住宅に固定されている場合には、支給対象となります。
出入口（玄関・勝手口）やトイレ等、住宅内に複数ある場所に手すりを設置する場合	出入口等が住宅内に複数ある場合は、原則として一か所のみを対象とします。二か所以上の設置が必要な場合は、それぞれの用途(※)や必要な理由を理由書に具体的に記載してください。 ※例：玄関は外出の際の出入り、 勝手口はゴミ出し、洗濯物干し等
両側に手すりを設置する場合	原則、片側のみ対象としますが、身体状況等により、両側に必要な場合は、その理由を理由書に具体的に記載してください。
既存の手すりが設置されている場合	利用者の身体状況の変化を理由として、手すりの取替えが必要な場合は、既存の手すりの撤去に係る費用も含め、住宅改修の対象となりますので、理由書に具体的な理由を記載してください。ただし、「単に老朽化した」などの理由であれば、認められません。
既存の手すりの位置を変更する場合	本人の身体状況の変化により、既存の手すりの高さが合わないため、位置変更を行う場合、既存の手すりの部材活用を検討してください。その場合、部品代を除く施工費と補強材費のみが対象となります。
スライドバー(シャワーフック付き手すり)を設置する場合	手すりを用途として販売されており、かつ手すりとして使用する部分とスライド・シャワーフック部分を適切に按分できる場合、手すり部分のみ支給対象となります。
手すりの取付けに伴い下地補強したクロスに係る費用	手すりの取付けに伴い下地補強した部分のみのクロスに係る費用は対象となりますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張替えした場合、クロスの費用は支給対象とはなりません。ただし、面積で按分算出することが可能であれば、住宅改修の対象となります。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの段差または傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする（撤去する）工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

【対象となる付帯工事】

※付帯工事のみを行う場合は対象外

- ◆ 浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ、浴槽の取替え）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止等を目的とする柵や立ち上がりの設置。

【住宅改修費の支給対象外となるもの】

- ◆ 昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置するための工事。（リフトについては、移動式、固定式または据置式のものは、「移動用リフト」として福祉用具貸与の対象となります。）
- ◆ 取付け工事を伴わないスロープ、浴室内すのこ、踏み台等を設置するもの（福祉用具貸与の対象）。
- ◆ 浴室内から浴槽床までの段差が、工事前より深くなるもの。

【留意事項】

出入口やトイレで二か所以上の段差解消工事を行う場合	出入口やトイレで段差解消工事を行う場合、原則としていずれか一か所のみを対象とします。二か所以上で段差解消工事を行う場合には、その必要性を理由書に明記してください。
階段の踏み板を広げる場合	単なる踏板の拡張は対象外です。ただし、本人の自立支援に即していると判断できる場合は、傾斜を解消する工事として支給対象となる場合があります。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更、通路においては、滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

【対象となる付帯工事】

※付帯工事のみを行う場合は対象外

- ◆ 床材の変更のための下地の補強や根太（ねだ）の補強または通路面の材料の変更のための路面整備

【住宅改修費の支給対象外となるもの】

- ◆ 転倒時の危険軽減を目的とするクッション性に優れた床材への変更。
- ◆ 老朽化や破損等による床材の張替え。

【留意事項】

畳等からフローリングに変更する場合	車いすや歩行器を利用している場合など、身体状況等から必要性が明らかな場合には、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」として、住宅改修の支給対象となります。
階段に滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを張り付ける場合	単に滑り止めゴム等を置くだけの場合は住宅改修の対象とはなりません。簡易に取り外せないよう、家屋に接着剤等で固定する場合は、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」として、住宅改修の対象となります。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、吊り元の変更、戸車の設置等も含まれます。

【対象となる付帯工事】

※付帯工事のみを行う場合は対象外

- ◆ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

【住宅改修費の支給対象外となるもの】

- ◆ 引き戸等への取替えにあわせて自動ドアとした場合の動力部分の費用相当額。
- ◆ 引き戸等の新設（扉の取替えと比較して費用が低廉に抑えられる場合は別途考慮）。
- ◆ 間口の拡大（利用者の心身の状況等に基づいた理由により扉の使用に支障がない場合）。
- ◆ 壁のみの撤去や雨戸の取替え。
- ◆ 老朽化による改修。

【留意事項】

スペース確保等を目的とした「開き戸から折れ戸・引き戸」への扉の変更	狭いといった理由や、万が一、転倒した場合に開閉できないといったスペース確保を理由とした「開き戸から折れ戸・引き戸」への扉の変更は、住宅改修の対象になりません。
「引き戸から引き戸」への扉の変更	利用者の身体状況から、既存の扉の開閉が容易でないとの理由があれば、支給対象となります。ただし、既存の引き戸の老朽化による扉の取替えは対象とはなりません。
「折れ戸から引き戸」への扉の変更	身体状況から、必要性が明らかであれば、住宅改修の対象となります。

(5) 洋式便器等への取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の高さや向きの変更が想定されます。

【対象となる付帯工事】

※付帯工事のみを行う場合は対象外

- ◆ 便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

【住宅改修費の支給対象外となるもの】

- ◆ 腰掛便器等の福祉用具購入によりすでに洋式になっているもの（特段の理由が認められない場合）。
- ◆ 既に洋式便器である場合であって、暖房便座や洗浄機能等を付加するもの。
- ◆ 非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合、水洗化のための給排水工事一式（浄化水槽設置または下水道への接続等を含む）。
- ◆ 既存の配管の変更や住宅外部配管までのつなぎ込み等の給排水工事。
- ◆ 手洗い、トイレトーパーホルダー、電気配線、便器以外の機器取付け、天井工事。

【留意事項】

既存の洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便座に取替える場合	洗浄機能等のみを目的としてこれらの機能が付加された便座に取り替える場合は、住宅改修の対象とはなりません。
和式から洋式便器に変更する際に、洗浄機能等が付加された便座に取替える場合	洗浄機能等が洋式便器に一体的に付帯されている場合は、その費用も対象となります。ただし電気配線工事は、対象とはなりません。
利用者の身体状況等の変化に伴い、洋式便器の高さを変更する場合	まずは特定福祉用具購入品目の補高便座による対応を検討してください。福祉用具での対応が困難場合は、住宅改修の対象となりますが、その場合、福祉用具による対応が困難な理由を理由書に明記してください。

(6) ユニットバスの取扱いについて

ユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）化の工事自体は、住宅改修の対象として認められていませんが、浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更等を、ユニットバスの購入設置により行う場合、対象工事が適切に按分されていれば支給対象となります。

ただし、介護とは無関係な利便性や快適性の機能を有する商品は、本制度の趣旨に沿わず対象外となりますので、ご注意ください。

なお、ユニットバスからユニットバスへの変更による段差の解消については、身体状況から必要性が明らかであり、浴槽の高さや深さのみが変わる場合は、段差の解消として住宅改修の対象となりますので、理由書に具体的な状況を記載してください。この場合、浴槽の長さや幅が変わり、浴槽自体が大きくなる場合は、住宅の改修とはなりません。

<材料費の按分>

材料費の按分については、メーカーに確認をお願いします。

<施工費の按分例（参考）>

ア ユニットバス全体の組立て施工費を、施工費を税抜き標準価格（メーカーが表示した小売価格、基本となる一般的な価格）の 10%を目安として算出します。

・ 全体の組立て施工費 = 税抜き標準化価格(オプション・付属除く) × 10%

イ 工事対象部分の組立て施工費は、上記アで算出した全体の組立て施工費に、下表に該当する対象部分の按分率を掛けて算出します（1 円未満切捨て）。

・ 対象部分の組立て施工費 = 全体の組立て施工費 × 工事箇所別按分率

【工事箇所別按分率】

	保険給付対象			保険給付対象外			
	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
按分率	10%	20%	15%	25%	10%	10%	10%

6 支払方法

住宅改修費は、改修工事を行った被保険者（利用者）が、いったん費用の全額（10割）を支払い、後日、藤沢市に申請して保険給付分（7～9割分）の支払いを受ける「償還払い」を原則としています。藤沢市では、利用者の一時的な負担を軽減し、住宅改修制度をより利用しやすくするため、「受領委任払い制度」を行っています。

（１）償還払い

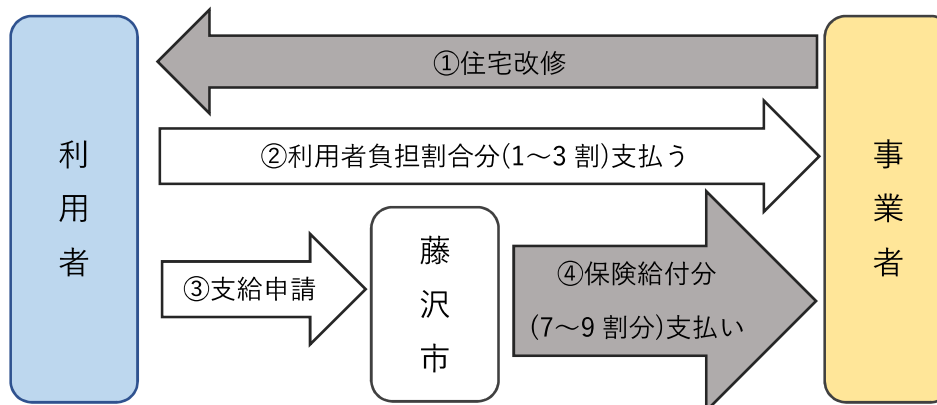
利用者がいったん住宅改修に係る費用の全額を事業者に払い、後日、申請により、保険給付分（7～9割分）を藤沢市から利用者に支払う制度です。



（２）受領委任払い

藤沢市に「受領委任払い事業者」として登録した事業者が、住宅改修を行った場合に、利用者は、介護保険給付対象工事費用のうち、利用者負担分（工事費用の1～3割分）のみを事業者に支払い、後日、申請により、藤沢市から残りの7～9割分を施工業者に直接支払う制度です。

ただし、介護保険給付対象外の工事や支給限度基準額を超えた費用については、全額利用者が負担することとなります。



【受領委任払いの利用要件】

受領委任払いを利用できるのは、次の要件をすべて満たした場合のみです。

(1) 要介護認定・要支援認定を受けていること

※要介護認定の新規申請・区分変更申請の申請中であり、認定結果が確定していない場合は、受領委任払いの利用はできません。ただし、更新申請中で、更新前の認定有効期間が着工日以降の場合には、利用できます。

(2) 医療機関に入院中でないこと。

(3) 介護保険施設等に入所中でないこと。

(4) 介護保険料等の滞納による支払方法の変更または保険給付の差し止め（給付制限）を受けていないこと。

(5) 藤沢市に受領委任払い事業者として登録を受けた法人が施工する住宅改修であること。

< 受領委任払い登録事業者の登録 >

受領委任払い事業者として登録するためには、申請書に必要書類を添えて、決められた期間内に藤沢市に登録申請をする必要があります。

登録申請後、藤沢市が主催する研修に参加の上、受領委任払い事業者として登録されると、「藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払い事業者名簿」に事業者情報が掲載されます。

「藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払い事業者名簿」は、藤沢市のホームページに掲載するほか、介護保険課、各市民センター（石川分館含む）及び村岡公民館の各地区福祉窓口にて配布しています。

受領委任払いを利用する際のチェックシート（施工業者用）

<着工前>

受領委任払いによる住宅改修が可能であるか確認します。担当のケアマネジャーや地域包括支援センター、医療機関等と連携を図り、被保険者にとって適切な住宅改修となるよう、改修内容等について被保険者に説明し、同意を得ます。

- ☐ 認定申請中ではありませんか？
- ☐ 医療機関に入院中、介護保険施設に入所中ではありませんか？
- ☐ 給付制限や利用料の減免を受けていませんか？
- ☐ 着工予定日から完了予定日が認定有効期間内ですか？
- ☐ 過去の住宅改修実績を確認しましたか？
- ☐ 介護保険負担割合証で負担割合を確認しましたか？

<書類作成>

- ☐ 理由書に基づいた改修内容の見積りとなっていますか？
- ☐ 改修場所や改修箇所、材料費や工事費の内訳は明確ですか？
- ☐ 改修に要する費用以外の費用を計上していませんか？
- ☐ 介護保険適用外工事がある場合、介護保険適用の工事と内訳は明確に区分していますか？
- ☐ 被保険者からの依頼に基づいて受領委任通知書を作成しましたか？
- ☐ 受領委任通知書の事業所印は受領委任払い登録申請時の事業所印となっていますか？

<着工>

- ☐ 藤沢市から届いた「住宅改修確認結果通知書」と「受領委任通知書に係るお知らせ」の内容を確認しましたか？
- ☐ 申請した改修内容と届いた通知の改修内容が異なっている場合、被保険者の了承を得た上で工事を行っていますか？

<支払い>

工事後、被保険者から、改修に要した費用の利用者負担割合に応じた額を受領します。その際、支払いを受けた額の領収証と改修に要した費用の請求額証明書を作成します。

- ☐ 支払いを受ける1割、2割または3割相当額は、保険給付の計算方法に基づき算出していますか？
- ☐ 過去に住宅改修実績がある場合、その実績額を差し引いて保険給付額を算出していますか？
- ☐ 領収証の宛名は被保険者本人宛になっていますか？
- ☐ 領収証と請求額証明書の事業所印は登録申請時の事業所印となっていますか？

<住宅改修費の支給>

後日、藤沢市から施工業者に対して住宅改修費が支払われます。藤沢市から通知が届きますので、口座を確認します。

- ☐ 算出した保険給付額と振込額が合っていますか？
- ☐ 振込が終了した住宅改修について、一連の書類を整理し、保管しましたか？

7 住宅改修費支給申請のながれ

(1) 償還払い

ケアマネジャーなどに相談

住宅改修について、ケアマネジャーまたはいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の職員に相談し、住宅改修を必要とする旨を記載した理由書を作成してもらいます。

施工業者の選択・見積もり依頼

施工業者を選び、理由書に基づいた必要な改修工事についての見積もりを作成してもらいます。

藤沢市へ事前に申請

住宅改修工事をする前に、藤沢市に事前申請をします。

【必要書類】

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 見積書等（改修に要する材料等改修の内訳の分かるもの）
- ③ 住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ④ 工事前の写真等（日付入り。改修箇所全体の状況が分かるもの。）
※改修予定を写真に書き入れてください。
- ⑤ 住宅所有者の改修についての承諾書（被保険者本人以外が所有者の場合）
- ⑥ 必要書類のチェックリスト（支給申請用）（ケアマネジャー等が作成）
- ⑦ 藤沢市介護保険住宅改修点検同意書

藤沢市の確認・承認

藤沢市が申請内容を確認した後、「確認結果通知書」を被保険者宛てに郵送します。

確認結果通知書の受領、工事着工

藤沢市から、「確認結果通知書」を受け取った後に、工事に着工します。工事が完了したら、施工業者に支払いを行います。

藤沢市へ領収書などを提出

住宅改修完了後、藤沢市に完了届を提出します。

【必要書類】

- ① 住宅改修完了届
- ② 領収証（被保険者本人宛のもの。写し可。）
- ③ 工事費内訳書※事前申請時から変更がある場合
- ④ 改修後の写真(日付入り。改修箇所全体の状況が分かるもの。)
- ⑤ 確認結果通知書（確認番号を確認するため）
- ⑥ 必要書類のチェックリスト（完了届）（ケアマネジャー等が作成）
- ⑦ 受給資格者申告書※完了届出時に申請者が亡くなっている場合

住宅改修費の支給

藤沢市が完了届の内容を審査した後、住宅改修の対象となる工事費用（上限20万円）の7割、8割または9割相当額を利用者に振り込みます。利用者負担割合は、原則、領収書に記載してある領収日における負担割合を適用します。

後日、藤沢市から「介護保険給付費支給（不支給）決定通知書」を送付しますので、振込日、振込金額等を確認してください。

(2) 受領委任払い

ケアマネジャーなどに相談

住宅改修について、ケアマネジャーまたはいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の職員に相談し、住宅改修を必要とする旨を記載した理由書を作成してもらいます。

施工業者の選択・見積もり依頼

藤沢市が作成した「受領委任払い事業者名簿」から施工業者を選び、理由書に基づいた必要な改修工事についての見積もりを作成してもらいます。

藤沢市へ事前に申請

住宅改修工事をする前に、藤沢市に事前申請をします。

【必要書類】

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 見積書等（改修に要する材料等改修の内訳の分かるもの）
- ③ 住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ④ 工事前の写真（日付入り。改修箇所全体の状況がわかるもの。）
※改修予定を写真に書き入れてください。
- ⑤ 住宅所有者の改修についての承諾書（被保険者本人以外が所有者の場合）
- ⑥ 必要書類のチェックリスト（支給申請用）（ケアマネジャー等が作成）
- ⑦ 住宅改修に係る受領委任通知書

藤沢市の確認・承認

藤沢市が申請内容を確認した後、「確認結果通知書」と「受領委任通知書に係るお知らせ」を被保険者宛てに郵送します。

確認結果通知書の受領、工事着工

藤沢市から、「確認結果通知書」と「受領委任通知書に係るお知らせ」を受け取った後に工事に着工します。工事が完了したら、住宅改修の対象となる工事費用の1割、2割または3割相当額を施工業者に支払いを行います。

藤沢市へ領収書などを提出

住宅改修完了後、藤沢市に完了届を提出します。

【必要書類】

- ① 住宅改修完了届
- ② 領収証（被保険者本人宛のもの。写し可。）
- ③ 住宅改修に係る請求額証明書
- ④ 工事費内訳書※事前申請時から変更がある場合
- ⑤ 改修後の写真(日付入り。改修箇所全体の状況が分かるもの。)
- ⑥ 確認結果通知書（確認番号を確認するため）
- ⑦ 必要書類のチェックリスト（完了届）（ケアマネジャー等が作成）

住宅改修費の支給

藤沢市が完了届の内容を審査した後、住宅改修の対象となる工事費用（上限20万円）の7割、8割または9割相当額を施工業者に直接振り込みます。利用者負担割合は、原則、領収書に記載してある領収日における負担割合を適用します。

後日、藤沢市から「介護保険給付費支給（不支給）決定通知書」を送付しますので、振込日、振込金額等を確認してください。

8 その他

（１）住宅改修を必要とする理由書の作成者

被保険者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものです。

理由書は、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するケアマネジャー・地域包括支援センターの担当職員に作成を依頼します。

サービスを利用していないため、担当のケアマネジャー等がおらず、理由書を作成する方がいない場合などには、居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー、各地区の地域包括支援センターの職員または施工業者に在籍する有資格者（福祉住環境コーディネーター２級以上の資格を有する方）に作成を依頼します。

なお、施工業者に在籍する有資格者（福祉住環境コーディネーター２級以上の資格を有する方）が理由書の作成を行う場合は、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員と十分に連携を取り、住宅改修を進めてください。

（２）住宅改修の取下げ

介護保険課から確認結果通知書が届いた後に工事を行わなくなった場合（工事内容の変更、被保険者本人死亡等）は、住宅改修支給申請取り下げ書を提出してください。

※既に材料費が発生している場合であっても支給対象となりません。

※事前申請の受付日から２年間を経過しても完了届の提出がない場合、事前申請を取り下げたものとみなします。

（３）事前申請の内容に変更が生じる場合

原則として、事前申請確認後の内容について変更は認められませんが、やむを得ない事情により変更が生じる場合は、着工前に必ず藤沢市に連絡をしてください。

なお、変更内容によって、追加書類の提出や取り下げ及び再申請を必要とします。

また、藤沢市への連絡なく工事内容を変更した場合、住宅改修費の支給ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

<変更内容と対応例>

施工上の理由による部材等の変更及びそれに伴う改修金額の変更 (例：下地補強が不要であることが判明し、改修費用が変更となる場合等)	①着工前に藤沢市に連絡をしてください。 ②完了届時に変更後の内訳書を提出してください。 ※改修費用が事前申請時の金額より高くなる場合は、改修費用の確認を行いますので、見積書を再度提出し、藤沢市の確認後、着工してください。
利用者の希望等により、改修内容に変更が生じる場合 (例：一部の改修について取りやめる場合、手すりの形状を一部変更する場合等)	①着工前に理由書作成者に連絡し、理由書作成者が変更内容について、安全性の確認等を行ってください。 ※理由書作成者が福祉住環境コーディネーター2級以上の者の場合は、連携しているケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員にも変更内容について連絡をしてください。 ②着工前に変更内容について、藤沢市に連絡してください。 ③完了届時に次の書類を追加で提出してください。 ア 変更後の理由書 イ 事前申請時に提出した図面に、変更内容が分かるように記入した図面 ウ 変更後の見積書
改修内容の追加や改修箇所の追加	着工を取りやめ、承認を受けた事前申請の取り下げを行い、変更後の内容で再度、事前申請を行ってください。

（４）障がい者総合支援法による助成等

ア 住宅改良費の助成等 【担当：障がい者支援課】

障がい者の方が住宅を改修する場合に、その改修費用を助成する制度があります。対象となる工事、機器、対象者及び助成額は次のとおりです。ただし、世帯の市民税課税額により自己負担割合が異なります。

なお、これらの制度の利用は１回のみとなり、助成額に残額があっても再度利用することはできません。工事前に手続きが必要です。

（ア）住宅設備改良費の助成①

住宅設備の改良に要する機器の費用を助成します。

設置工事費については、（２）住宅設備改良費②を併用して助成できますが、過去に利用済の方は自己負担となります。

内 容	助成限度額	対象者（在宅で次に該当する方）
天井走行式移動リフトの設置	１００万円	下肢・体幹機能障がい２級以上で移動が困難である方（児童を含まず、６５歳未満の方）
環境制御装置（パソコン関連機器）の設置	６０万円	四肢機能障がい２級以上の方（児童含まず）

【必要書類】

- ・住宅設備改造助成申請書
 - ・生活同一者状況票
 - ・住宅設備改造計画
 - ・見積書
 - ・手帳
 - ・印鑑
 - ・工事前後の写真（申請手続きには工事前の写真が必要です）
 - ・課税証明書等（申請者及び生計を同一にしている方が市外から転入の場合）
- ※賃貸契約の場合、貸主の承諾書が必要になります。

（イ）住宅設備改良費の助成②

障がい内容（身体障がい者手帳取得者については、手帳に記載されている障がい）に応じた既存住宅設備の改良に要する費用を助成します。

内 容	助成限度額	対象者（在宅で次に該当する方）
浴室、便所、玄関、台所、廊下等の改良工事 (新築の場合は対象外です) ※改良工事は障がいの内容によって制限があります	80 万円 (1 回限り)	①身体障がい者手帳 1・2 級の方 ②知能指数が 35 以下の方（児童を含む） ③身体障がい者手帳 3 級でかつ知能指数が 50 以下の方

【必要書類】

- ・ 住宅設備改造助成申請書
- ・ 住宅設備改造計画書
- ・ 手帳
- ・ 工事前後の写真（申請手続きには工事前の写真が必要です）
- ・ 課税証明書等（申請者及び生計を同一にしている方が市外から転入の場合）、
※賃貸契約の場合、貸主の承諾書が必要になります。
- ※介護保険の要介護・要支援認定者で、介護保険制度の住宅改修と本制度を併用する場合は、必ず事前に相談してください。
- ※介護保険との併用
介護保険を優先し、改修費用が 20 万円を超えていれば、80 万円を限度として、その超過分を助成します。

<（ア）（イ）の住宅設備改良の自己負担割合>

住宅設備改良費の助成は、限度額を上限として利用者の所得等により助成額が異なります。

生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	市民税均等割世帯 市民税所得割の額が 160,000 円未満の世帯	市民税所得割の額が 160,000 円以上の世帯
自己負担なし	1 / 3 自己負担	全額自己負担

(ウ) 日常生活用具の給付（住宅改修費）

内 容	助成限度額	対象者(在宅で次に該当する方)
居宅生活動作補助用具（小規模な住宅改修を伴うもの） ① 手すりの取り付け ② 段差の解消 ③ 床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器取替え ⑥ 他、上記の改修に付帯して必要となる住宅改修	20 万円 (1 回限り)	①下肢・体幹機能障がい 1～3 級の方 ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 1～3 級（学齢児以上・移動機能障がいに限る） ③難病患者の方 ④特殊便器取替えの場合は、上肢機能障がい 2 級以上の方

※介護保険制度の住宅改修との併用はできません。

< (ウ) 日常生活用具の自己負担割合 >

住宅改修に要した費用の 1 割が自己負担となります。

ただし、生活保護・市町村民税非課税の方については、全額公費負担(自己負担なし)となります。

9 住宅改修を必要とする理由書記入例



理由書作成上の注意

住宅改修を必要とする理由書

被 保 険 者	被保険者氏名	〇〇 〇〇	被保険者番号	0 0 0 0 × × × × × ×
	認定申請状況	☒ 新規申請中 ☒ 区分変更申請中（支援からの介護見込み新規申請含む） ☐ 更新申請中		
	要介護度（作成日時）	認定なし / 要支援（ 1 ・ 2 ） / 要介護（ ① ）・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）		
1 作 成 者	① 現 地 確 認 日	□年 □月 □日	作 成 日	△年 △月 △△ 日
	所 属 事 業 所	(株) ×〇×〇 △△営業所 Tel. 〇〇 - 〇〇××	② 事 業 所 番 号	
	氏 名	□□ □□	介護支援専門員登録番号	
③	ケアプラン作成	④ 有・無	資 格	社会福祉士・看護師 福祉住環境コーディネーター2級以上 (介護支援専門員でないとき) その他 ()

④ 援専門員等確認欄（作成者が介護支援専門員、地域包括支援センター職員でない場合のみ）			
私は、福祉住環境コーディネーターと連携をとり、申請内容等について確認しました。			
所属事業所		書類等確認日	
□□居宅介護支援事業所		× 年 × 月 ×× 日	
Tel. ×× - ××××		氏 名 △△ △△	
身体・疾病状況	⑤ 主改の履歴	⑥ 家屋形態	⑨ 福祉用具利用状況
☐ 脳血管障がい ☐ 骨・関節障がい ☒ 骨粗鬆症 ☐ リウマチ ☐ パーキンソン症 ☐ 内部疾患 ☐ 糖尿病 ☐ 高齢による ADL 低下 ☐ 治療による ADL 低下 ☐ その他	☒ 有・ ☐ 無 ↓ ☒ 手すり ☐ 段差解消 ☐ 滑り防止 / 床材変 ☐ 扉の取替 ☐ 便座取替	☒ 戸建（持家） ☐ 戸建（借家） ☐ 集合（持家） ☐ 集合（民賃） ☐ 集合（公賃）	☒ 有・ ☐ 予定・ ☐ 無 ↓ ※工事箇所手すりのみチェック (□改修後撤去・□改修後併用) 【貸与】 ☐ 車いす・ ☐ 特殊寝台・ ☐ 床ずれ防止用具 ☐ 体位変換器・ ☒ 手すり・ ☐ 移動用リフト ☐ スロープ・ ☐ 歩行補助つえ・ ☐ 歩行器 ☐ 認知症老人徘徊感知機器 【購入】 ☐ 腰掛便座・ ☒ 入浴補助用具・ ☐ 簡易浴槽 ☐ 自動排泄処理装置の交換可能部分 ☐ 移動用リフトのつり具部分
7 障がい住改併		8 外出・通院等状況	
☐ 有・ ☒ 無 ↓ ☒ 通院・ ☒ 買い物 ☒ サービス利用 ☐ その他		☒ 有・ ☐ 無 ↓ ☒ 通院・ ☒ 買い物 ☒ サービス利用 ☐ その他	
同居家族		リハ職の助言	
☒ 独居 ☐ 夫婦のみ ☐ その他		☐ 有・ ☒ 無 ※本改修への助言 ※有は内容を 「総合欄」へ記述	
サービスの利用状況		☒ 有・ ☐ 予定・ ☐ 無 / ☐ 入院・入所中（退院・退所予定日 月 日頃）	
☐ 訪問介護 週 回 / 時間 ☐ 通所リハ 週 回 / 時間 ☐ 短期入所 週・月 日		☒ 通所介護 週 2 回 / 4 時間 ☐ 訪問リハ 週 回 / 時間 ☐ 訪問入浴 週 回 / 時間 ☐ 訪問看護 週 回 / 時間 ☐ その他 ()	

10 身長／体重		【 】 cm / 【 】 kg ※不明は「不明」記入する。		11	12	
動作	日常生活動作の状況（現状の評価） ※「実施不可（不要含）」の項目にはチェックを入れない			改修の必要性	福祉用具	
基本動作・移動	☒ 起居動作（寝返り～端坐位）	☐ 自立	☒ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☒ 無
	☒ 椅子等での立ち座り	☒ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☒ 無
	☐ 床での立ち座り	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無
	☒ 移乗・移動	☐ 自立	☒ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☒ 有・ ☐ 無
	☒ 屋内歩行	☐ 自立	☒ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☒ 有・ ☐ 無
	☒ 屋外歩行	☐ 自立	☒ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☒ 無
排泄	☒ 階段移動	☐ 自立	☒ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☒ 無
	☐ トイレ 不要	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無
入浴	☐ 便器で排泄時、浴槽内、または浴槽外に排泄する	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無
	☐ 入浴時、浴槽内、または浴槽外に排泄する	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無
	☐ 入浴時、浴槽内、または浴槽外に排泄する	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無
	☐ 入浴時、浴槽内、または浴槽外に排泄する	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無
家事	☐ 調理（食事の支度）	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無
	☐ 洗濯（洗濯物の支度）	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	☐ 有・ ☐ 無

①現地確認日と作成日

身体状況の変化等が想定されることから、現地確認日と作成日は事前申請を提出する日から2か月以内の日付が望ましいです。

②事業所番号

介護支援専門員または地域包括支援センター職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が作成する場合、記入してください。施工事業所に所属する福祉住環境コーディネーターが作成する場合は記入不要です。

③ケアプラン作成

居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成があるときは「有」に○をつけてください。その場合、「福祉用具利用状況」や「サービスの利用状況」に利用しているサービス等を記入してください。

④介護支援専門員確認欄

福祉住環境コーディネーターが作成する場合、担当のケアマネジャー等と十分な連携を図ることとしていますので、ケアマネジャー等が必ず申請内容を確認し、確認欄に必要事項を記入してください。

⑤住改の履歴

過去に介護保険による住宅改修の実施の有無に☑をつけてください。不明な場合は、本人・家族・担当のケアマネジャー等から介護保険課にお問い合わせください。

⑥家屋形態

「戸建（借家）」「集合（民賃）」「集合（公賃）」の場合は、必ず「建物所有者の住宅改修についての承諾書」の提出が必要です。「持家」であっても、本人以外が所有者（共有者）の場合には承諾書が必要です。

⑦障がい住改併用

障がい者支援課で行う「住宅設備改良費の助成」を併用する場合は、「有」に☑してください。その場合、必ず「介護保険」と「障がい者支援」の該当箇所（範囲）が確認できる書類（見積書等）を用意してください。

⑧外出・通院等状況

外出・通院等の有無について☑してください。「サービス利用」が「有」の場合、「サービスの利用状況」欄の該当サービスの利用回数等も記載が必要です。介護保険の住宅改修は、趣味や仕事など本人の生きがいや生活を充実させることを目的とする工事は対象外となりますので、玄関・屋外の改修を行う場合は、特に工事の必要性も含めて確認してください。

⑨福祉用具利用状況

福祉用具貸与による手すりと、住宅改修による手すりの工事箇所が重複する場合は、福祉用具貸与による手すりを住宅改修後に撤去するか、改修後併用するか、該当する欄に☑してください。

⑩動作・日常生活動作の状況（現状の評価）

「基本動作・移動」欄の7項目は、全ての項目の該当箇所に☑してください。また、トイレを改修する場合は、「排泄」欄の4項目、浴室・脱衣所を改修する場合は「入浴」欄の7項目に必ず☑してください。「家事」欄は、本人が行っている場合のみ☑してください。

現状の評価について、「自立」「見守り」「一部介助」「全介助」は認定調査と表記を統一していますので、いずれかに☑の上、「実施不可（不要含）」※の項目については、未記入としてください。

※実施不可（不要含）とは、「床での立ち座りについて、医師から禁止指示が出ている場合」「同居家族がいるため、調理は不要の場合」等を想定しています。

⑪改修の必要性

改修箇所に☑してください。申請内容との整合性を必ず確認してください。

※チェックのない箇所の改修は認められません。

⑫福祉用具

⑨「福祉用具利用状況」の記載内容と整合性がとれるよう、記入してください。また、過去に住宅改修で設置した手すり等がある場合も「有」に☑してください。「今後利用予定」または「利用なし」の場合は「無」に☑してください。

＜住宅改修の改修内容及び改修方針＞

場所	13 改修が必要な項目	14 及び期待する効果	15 ①日常生活動作の状況(現状の評価)を踏まえた具体的な困難状況 ②具体的な改修内容
玄関・屋外	☒ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ その他()	☒ 転倒等の防止, 安全の確保 ☒ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	①ふらつきがあり、歩行が不安定なため、支持物がないと転倒の危険がある ②転倒防止のため、玄関アプローチ部分に横手すりを設置する
廊下・階段	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ その他()	☐ 転倒等の防止, 安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	① ②
居間・食室 (居間・食堂)	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ その他()	☐ 転倒等の防止, 安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	① ②
寝室	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ その他()	☐ 転倒等の防止, 安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	① ②
台所	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ その他()	☐ 転倒等の防止, 安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	① ②
トイレ	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ 洋式便器への取替え等	☐ 転倒等の防止, 安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	① ②
浴室・脱衣所	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消・浴槽の取替え等 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ ユニットバスへの取替え	☐ 転倒等の防止, 安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	① ②
その他	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止・床材の変更 ☐ 引戸等への扉の取替え ☐ その他()	☐ 転倒等の防止, 安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担軽減 ☐ その他()	① ②

＜総合欄＞

16

＜保険者使用欄＞

確認日	年 月 日	
-----	-------	--

⑬改修が必要な項目

改修を行う項目に、☒してください。

工事箇所が複数ある場合や、工事の項目が複数ある場合については該当するもの全てに☒してください。

⑭目的及び期待する効果

該当するもの全てに☒してください。また、記載されている項目以外に目的及び期待する効果がある場合は「その他」に☒の上、内容を記入してください。

⑮日常生活動作の状況（現状の評価）を踏まえた具体的な困難状況と具体的な改修内容

「①日常生活動作の状況（現状の評価）」を踏まえた具体的な困難状況については、⑪「改修の必要性」でチェックをつけた動作について、現在の住環境を踏まえ、「日常生活動作がどのような状況で、どのような危険や困難があるか」を具体的に記入してください。

「②具体的な改修内容」については、「どの部分にどのような改修を行うか」を具体的に記入してください。

記述欄が足りない場合は、枠を広げたり、総合欄に記入してください。

⑯総合欄

各項目についての補足事項等を記入してください。



第28号様式の2(第30条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
〔省令第75条第2項(第94条第2項)による申請用〕

藤 沢 市 長		住 所		藤沢市朝日町1-1		2000年00月00日		◆被保険者本人の住所、氏名、電話番号を記入してください。	
申請者 (被保険者)		氏 名		藤沢 介護		電話番号		0466-00-0000	
やむを得ない事情により、住宅改修前に提出すべき書類を添えて、次のとおり居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。									
申請の区分		☒ 居宅介護住宅改修費				☐ 介護予防住宅改修費			
被 保 険 者	氏 名	フリガナ フジサワ カイゴ				保 険 者 番 号		1 4 2 0 5	
		藤沢 介護				被 保 険 者 番 号		0 1 2 3 4 5 6 7	
	生年月日	明・大(昭) 10年 10月 10日				負 担 割 合		1割 2割	
	住 所	〒251-0000 藤沢市朝日町1-1				電話番号		0466-00-0000	
建物の所有者		藤沢 給付				本人との関係(長男)			
改修の内容、 箇所及び規模		①和式便器の洋式便器への交換 ②廊下の手すり設置				着工日		2000年 0月 0日	
						完成日		2000年 0月 0日	
改 修 費 用		210,000円		業者名		〇〇ハウス			
改修前に提出できなかった理由		〇〇〇〇のため							
委任欄 ※本人以外の口座を指定する場合、記入してください。		私に支給される居宅介護(介護予防)住宅改修費については、次の口座に振り替えてください。なお、私以外の者の口座を記載した場合には、受領に関する権限を委任したものととして取り扱ってください。 被保険者氏名 藤沢 介護 (印)							
口 座 振 込 依 頼 欄 ※法人口座は指定できません。	銀行 信用金庫 信用組合	藤 沢		本店 (支店) 出張所	種 目	口 座 番 号			
		金融機関コード				店舗コード		1 2 3 4 5 6 7	
	1 1 1 1		1 1 1		① 普通預金 ② 当座預金 ③ その他	1 2 3 4 5 6 7			
	フリガナ		フジサワ キュウフ			被保険者の続柄			
口座名義人		藤沢 給付				長 男			
添付書類		☒ 領収証と内訳書				☒ 改修前後の状態が確認できる書類(写真等)			
		☒ 住宅改修を必要とする理由書				☒ 建物所有者の住宅改修についての承諾書			
市処理欄のため、記入不要です。									

◆建物の所有者の氏名を記入してください。
◆添付書類の「住宅改修の承諾書」の内容と一致していることを確認してください。

◆「改修の内容、箇所及び規模」を記入してください。
◆「着工日」「完了日」を記入してください。
◆介護保険対象となる工事の金額を記入してください。

◆事前申請できなかった理由を具体的に記入してください。

◆被保険者本人以外の口座を指定する場合、被保険者本人の氏名を記入し、押印してください。

◆振込先口座を記入してください。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

藤 沢 市 長		2000年00月		◆被保険者本人の住所、氏名、電話番号を記入してください。	
申請者 (被保険者)		住 所	藤沢市朝日町1-1		
		氏 名	藤沢 介護		
		電話番号	0466-00-0000		
次のとおり居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。					
申請の区分	☒ 居宅介護住宅改修費		☐ 介護予防住宅改修費		
被 保 険 者	氏 名	フリガナ フジサワ カイゴ 藤沢 介護	保険者番号	1 4 2 0	◆被保険者の情報を記入してください。
	生年月日	明・大(昭) 10年 10月 10日	被保険者番号	0 1 2 3 4 5	◆建物の所有者の氏名を記入してください。 ◆添付書類の「住宅改修の承諾書」の内容と一致していることを確認してください。
	住 所	〒251-0000 藤沢市朝日町1-1	負担割合	1割 2割	
	電話番号	0466-00-0000			
建物の所有者	藤沢 給付		本人との関係 (長男)		
改修の内容、 箇所及び規模	箇所及び規模		◆該当する改修種類に印し、改修箇所及び規模を記入してください。		
	☒ 手すりの取付 (廊下、階段) ☒ 段差の解消 (浴室の床) ☐ 床材の変更 () ☒ 扉の取替え (浴室の扉を開き戸から折れ戸へ変更) ☒ 便器の取替え (和式から洋式へ変更)		◆添付書類の「住宅改修を必要とする理由書」や「見積書」等と内容が一致していることを確認してください。		
施工業者名	〇〇ハウス		◆施工業者名を記入してください。 ※添付書類の見積書作成業者と同じ業者としてください。		
着工予定日	2000年 00月 00日		◆原則、受付日を含めて12営業日以降の日付を指定してください。ただし、審査状況等によって前後する可能性があります。		
見積金額	210,000円				
添付書類	☒ 見積書 ☒ 住宅改修を必要とする理由書 ☒ 改修前の状態が確認できる書類(写真等) ☒ 建物所有者の住宅改修についての承諾書 ☒ 必要書類のチェックリスト(支給申請)		◆見積金額は、介護保険対象となる工事の金額を記入してください。 ◆支給限度基準額(20万円)を超える場合であっても、介護保険対象の工事であればその金額を記入してください。		
市処理欄のため、記入不要です。					

第7号様式（第8条関係）

住宅改修に係る受領委任通知書

被保険者本人の氏名を記名し、押印してください。							
藤 沢 市 長	住 所 藤沢市朝日町1-1 委 任 者 氏 名 藤沢 介護 (印) (被保険者) 電話番号 0466-00-0000						
私は、私が支給を受けることができる住宅改修費について、受領に関する権限を次の者に委任します。							
受 任 者 （ 事 業 者 ）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 受領委任払い 事業者登録番号 </td> <td style="text-align: center;"> 1234567890 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 事業所名 </td> <td style="text-align: center;"> 〇〇工務店 (印) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 所在地等 </td> <td style="padding: 10px;"> 〒251-XXXX 藤沢市藤沢△-△-△ 電 話 受領委任払い登録事業者の情報を記入し、事業所印（市に登録してる印）を押印してください。 </td> </tr> </table>	受領委任払い 事業者登録番号	1234567890	事業所名	〇〇工務店 (印)	所在地等	〒251-XXXX 藤沢市藤沢△-△-△ 電 話 受領委任払い登録事業者の情報を記入し、事業所印（市に登録してる印）を押印してください。
受領委任払い 事業者登録番号	1234567890						
事業所名	〇〇工務店 (印)						
所在地等	〒251-XXXX 藤沢市藤沢△-△-△ 電 話 受領委任払い登録事業者の情報を記入し、事業所印（市に登録してる印）を押印してください。						

この受領委任払いに関し、市で保管する保険給付実績、給付制限情報及びその他受領委任払いに関し必要な情報について、市長が受任者に提供することに同意します。

委任者氏名 藤 沢 介 護 (印)

市処理欄のため記入不要です。

被保険者本人の氏名を記名し、押印してください。

20×× 年 ○ 月 ○ 日

住 宅 改 修 の 承 諾 書

申請書の記載した住宅改修を行う建物の所有者の住所、氏名を記入し、押印してください。

(住宅所有者)

住 所 **藤沢市朝日町1-1**

氏 名 **藤 沢 給 付** 印

私は、私が所有する下記表示の住宅に、(被保険者) **藤 沢 介 護** が、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅（所在地）

住宅改修の申請にかかる被保険者の氏名を記入してください。

藤 沢 市 **藤沢市朝日町1-1**

住宅改修を行う住宅の住所を記入してください。

【注意事項】

建物が2人以上の者の共有物件である場合には、共有者全員の住宅改修についての承諾が必要になります。

この場合は、所有者1人ごとに「住宅改修の承諾書」を作成してください。

「被保険者番号」、「被保険者氏名」を記入し、申請日時点での「要介護認定の申請状況」と「被保険者の状況」の該当する項目に○をしてください。

住宅改修 必要書類のチェックリスト（支給申請）

提出用

被保険者番号	被保険者氏名	支給申請時点での要介護認定	被保険者の状況
0 0 0 1 2 3 4 5 6 7	藤沢 介護	申請中 認定あり	在宅 入院(所)中

介護支援専門員又は地域包括支援センター職員

事業所名称	氏名
〇〇居宅介護支援事業所	□□ □□

確認項目

確認した、ケアマネジャー又はいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の所属する事業所名と担当者名を記入してください。

①負担割合証により、被保険者の負担割合を確認した。

②住宅改修費について次のことを説明し、被保険者の了承を得た。

- ・支給限度基準額が20万円であること
- ・被保険者の負担割合に応じた自己負担額となること
- ・住宅改修の履歴等に応じて自己負担額が生じること
- ・要介護認定中の場合、その結果によって保険給付されないことがあること

③複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう被保険者に対する説明を行った。

④見積書の材料費と工賃および諸経費等は区分けして記載されている。

⑤理由書作成日から支給申請時点で被保険者のADL（心身状況）等に変化がなく、現在の状態像に改修内容が即していることを確認した。

⑥裏面の自己点検用チェックリストの内容について確認した。

●本チェックリストについて、全項目確認済である。

はい ・ いいえ

ケアマネジャー、または、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の職員の方が確認項目を確認の上、「はい」に○をつけてください。

<住宅改修 必要書類のチェックリスト（支給申請）裏面>

住宅改修 必要書類のチェックリスト（支給申請）	自己点検用
※下記内容は一般的な事例を想定しています。予めご了承ください。	
<介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書> - 必要項目にすべて記載がある。 - 申請者は被保険者本人であり、押印がされている。 - 被保険者氏名、住所等が被保険者証の記載内容と一致している。	
<見積書> - 宛名は被保険者本人のフルネームとなっている。 - 事業者情報（事業者名等）が漏れなく記載されている。 - 介護保険対象外の工事が含まれている場合、<u>介護保険対象となる部分が明示</u>されている。 - 見積書の計算が合っている。	
<住宅改修を必要とする理由書> - 必要項目にすべて記載がある。 - 被保険者氏名、住所等が被保険者証の記載内容と一致している。 - 理由書作成者の氏名や事業所名が漏れなく記載されている。 - 理由書作成者が福祉住環境コーディネーター2級の場合、<u>連携している介護支援専門員や地域包括支援センター職員の氏名等の記載や押印がされている。</u> - 改修内容が住宅改修の告示（介護保険の給付対象となる住宅改修の種類）に当てはまる。 - 被保険者のADL（心身状況）等と改修項目や改修箇所等が合致している。 - 福祉用具貸与から住宅改修に切り替える場合、その理由を明確にしている。 （例）レンタル手すりを使用している方が、同じ場所に住宅改修で手すりを設置する場合	
<写真（・図面）等> - 日付入りの写真である。 - 写真に改修（予定）箇所がマジック等で記載されている。 - 改修箇所全体（段差等も含む）が写っている写真である。 - 改修箇所が複数にわたること等により図面も提出する場合、<u>被保険者の動線や改修箇所が確認できる図面</u>となっている。	
<住宅改修の承諾書> - 必要項目にすべて記載・押印がある。 - 改修する住宅を複数の者が所有している場合、<u>所有者全員の承諾書</u>がある。	
<その他> 理由書作成者が介護支援専門員又は地域包括支援センターの職員でない場合、理由書作成者と連携をとり、今回申請する住宅改修の内容を把握し、被保険者の困難状況を解消するものとして妥当であると判断した。	
受領委任払いの場合のみ ※新規・更新・区分変更申請中及び入院（所）中の場合、受領委任払いでの申請はできません。 ただし、更新申請中の方で認定有効期間内に工事が完了すると見込まれる場合は、受領委任払いでの申請も可能です。 <受領委任通知書> - 必要項目にすべて記載がある。 - 被保険者および事業者の押印がある。	

住 宅 改 修 完 了 届

				2000年00月00日							
藤 沢 市 長		住 所		藤沢市朝日町1-1							
申請者 (被保険者)		氏 名		藤沢 介護							
		電話番号		0466-00-0000							
次のとおり住宅改修が完了しましたので届け出ます。											
被 保 険 者	氏 名	フリガナ フジサワ カイゴ 藤沢 介護	保 険 者 番 号	1	4	2	0	5			
	生年月日	明・大(昭) 10年 10月 10日	被 保 険 者 番 号	0	1	2	3	4	5	6	7
	住 所	〒251-0000 藤沢市朝日町1-1		負 担 割 合	1割・2割・						
		電話番号 0466-00-0000									
確 認 番 号		2022012345									
着 工 日		2000年 0月 0日									
完 成 日		2000年 0月 0日									
改 修 費 用		210,000円									
委任欄 ※本人以外の口座を指定する場合 (支給方法が受領委任払いの場合を除く)、記入してください。		私に支給される居宅介護(介護予防)住宅改修費については、次の口座に振り込ましてください。なお、私以外の者の口座を記載した場合には、受領に関する権限を委任したとして取り扱ってください。									
		被保険者氏名		藤沢 介護 (印)							
口 座 振 込 依 頼 欄 ※支給方法が受領委任払いの場合を除き、法人口座は指定できません。	金融機関コード	銀行	本店	種目	口 座 番 号						
		藤 沢	藤 沢		1	2	3	4	5	6	7
		信用金庫	支店		1	普通預金	2	当座預金	3	その他	
		信用組合	出張所		3	その他					
フリガナ		被保険者との続柄									
口座名義人		藤沢 給付 長 男									
添 付 書 類		☒ 領収証と内訳書 ☒ 必要書類のチェックリスト(完了届) ☒ 完成後の状態が確認できる書類(写真等)									
上記の申請について、次のとおり決定してよいでしょうか。											
市処理欄のため、記入不要です。											

第8号様式（第9条関係）

住宅改修に係る請求額証明書

年 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地 藤沢市藤沢△-△-△

事業所名 株式会社〇〇 印

被保険者 藤 沢 介 護 に係る住宅改修費用については、次のとおりです。

A：保険対象額 200. 000 円

※「受領委任通知書に係るお知らせ」の保険対象額を記入

B：うち保険給付額（9割分） 180. 000 円（ $A \times 0.9$ （1円未満切り捨て））

※支給限度額を超える場合には支給限度額を記入

C：うち自己負担額 20. 000 円（ $A - B$ ）

D：保険対象外費用額 10. 000 円

E：被保険者 支払額 30. 000 円（ $C + D$ ）

※領収証の金額と一致していること

F：住宅改修に要した費用 210. 000 円（ $A + D$ ）

(1) 償還払い

- ・工事内訳書合計 150,000円（支給限度額200,000円）の場合

被保険者本人のフルネーム		領 収 書	
藤 沢 介 護 様		20××年 ○月 ○日	
金 額	¥150,000円		
但し、介護保険住宅改修費（10割負担分）として			
証紙	施工事業者名 印		

5万円以上の場合必要

工事内訳書の合計額と一致すること

- ・工事内訳書合計 210,000円（支給限度額200,000円）の場合

被保険者本人のフルネーム		領 収 書	
藤 沢 介 護 様		20××年 ○月 ○日	
金 額	¥210,000円		
但し、介護保険住宅改修費（10割負担分）として			
証紙	施工事業者名 印		

5万円以上の場合必要

工事内訳書の合計額と一致すること

(2) 受領委任払い

- ・工事内訳書合計 150,000円（支給限度額200,000円）の場合
※利用者負担割合1割（保険給付割合9割）のとき

被保険者本人のフルネーム <u>藤沢 介護 様</u>	領 収 書 20××年 ○月 ○日		
	利用者が負担した金額を記入 $150,000 \text{ 円} \times 0.9 = 135,000 \text{ 円}$ $150,000 \text{ 円} - 135,000 \text{ 円} = 15,000 \text{ 円}$		
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">金 額</td> <td style="width: 85%;">¥ 15,000円</td> </tr> </table>	金 額	¥ 15,000円
金 額	¥ 15,000円		
	但し、介護保険住宅改修費（1割負担分）として		
証紙	施工事業者名 印		
5万円以上の場合必要	利用者負担割合分であることを明記		

- ・工事内訳書合計 250,000円（支給限度額200,000円）の場合
※利用者負担割合2割（保険給付割合8割）のとき

被保険者本人のフルネーム <u>藤沢 介護 様</u>	領 収 書		
	利用者が負担した金額を記入 <保険給付対象分> $200,000 \text{ 円} \times 0.8 = 160,000 \text{ 円}$ $200,000 \text{ 円} - 160,000 \text{ 円} = 40,000 \text{ 円}$		
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">金 額</td> <td style="width: 85%;">¥ 90,000円</td> </tr> </table>	金 額	¥ 90,000円
金 額	¥ 90,000円		
	但し、介護保険住宅改修費（2割負担分）として。 （保険給付対象外¥50,000円含む。）		
証紙	施工事業者名 印		
5万円以上の場合必要	利用者負担割合分であることを明記 保険給付対象外分の金額を明記		

11 よくある質問

藤沢市によくある質問を掲載しています。厚生労働省が作成している住宅改修Q & Aも合わせてご確認ください。

なお、住宅改修費の支給については、介護保険法等の規定、国の審査基準に基づき行っています。実際に支給対象となるかどうかは、個別の状況に応じて判断することとなります。



番号	質 問	回 答
① 全般		
①-1	要介護(要支援)認定の新規申請中であり、認定結果がまだ出ていない場合、住宅改修を行うことはできますか。	住宅改修費の支給は、要介護(要支援)認定の有効期間中に行った工事が対象となります。 認定申請中の場合であっても住宅改修の事前申請をすることは可能です。ただし、事後申請（完了届）は、要介護(要支援)認定の結果確定後に行うこととなります。 なお、要介護(要支援)の認定結果が「非該当」となった場合、住宅改修費の支給対象とはなりません。全額利用者の自己負担となるため、事前申請前に被保険者及び家族等に、その旨を説明し、承諾を得た上で施工してください。
①-2	住宅を新築する場合、住宅改修の対象となりますか。	住宅を新築する場合は、介護保険制度における住宅改修とは認められませんので、住宅改修費の支給対象とはなりません。
①-3	新築住宅の竣工日以降、住宅改修の必要性が生じた場合、対象となりますか。	原則として、住宅を新築する場合は住宅改修の対象外となりますが、竣工日の翌日以降に、居住を開始し、改修の必要性が生じた場合は対象となります。
①-4	住宅を増築（または改築）した場合、住宅改修の対象となりますか。	新たに居室を設ける場合等は、住宅改修費の支給対象とはなりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ、住宅改修費の支給対象となります。
①-5	要支援2のときに初回の住宅改修を行い、その後、認定の更新申請により要支援1となりました。その後、状態悪化により区分変更申請を行い、要介護3となった場合、「3段階リセットの例外」の対象となりますか。	「3段階リセットの例外」は、初回の住宅改修着工日時時点の要介護状態区分を基準とします。 今回のケースの場合、初回の住宅改修着工日時時点では「要支援2」であり、「介護の必要性の程度」は2段階のみ重くなっていることから、「3段階リセットの例外」の対象とはなりません。 ※「介護の必要性の程度」において、「要支援2」と「要介護1」は、同じ段階として取扱います。

番号	質 問	回 答
①-6	要支援1のときに初回の住宅改修を行い、その後、別の住所地に転居しました。転居後の住所地において、要支援2で住宅改修を行った後、状態悪化により要介護3となった場合、「3段階リセットの例外」の対象となりますか。	「3段階リセットの例外」の取扱いは、同一の住居においてのみ適用します。今回のケースの場合、転居した際に、「転居リセットの例外」により、再度20万円までの工事が可能となっていますが、転居後の住居における初回の住宅改修は「要支援2」で行っているため、「介護の必要性の程度」は2段階のみ重くなっていることから、「3段階リセットの例外」の対象とはなりません。 ※「介護の必要性の程度」において、「要支援2」と「要介護1」は、同じ段階として取扱います。
①-7	負担割合の基準日はいつですか。	住宅改修費の支給については、「領収書記載日（領収年月日）」を基準日として、利用者負担割合を適用します。
①-8	住宅改修費の残高を確認するにはどうしたらいいですか。	これまで申請した住宅改修の申請額や支給額、「3段階リセットの例外」の有無等について確認が必要な場合は、被保険者本人、家族、もしくは担当ケアマネジャーまたは担当地区の地域包括支援センター職員から藤沢市にお問い合わせください。
①-9	一時的に親族の住居に身を寄せている場合、当該住宅の改修は住宅改修の対象となりますか。	住民登録地における住宅改修を行った場合に限り、住宅改修費の支給対象となります。そのため、一時的に居住する住宅における住宅改修は、住宅改修費の支給対象とはなりません。
①-10	住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行う場合、住宅改修の申請はできますか。	住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて、支給対象外の工事を行う場合は、対象部分の抽出、按分等により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、工事費内訳書（見積書等）に算出方法を明示してください。

番号	質 問	回 答
①-11	被保険者または家族（家族が経営している工務店が施工する場合も含む。）が住宅改修を行った場合、住宅改修の対象となりますか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象になります。 この場合「住宅改修に要した費用に係る領収書」は、材料を販売した者が発行したものです。これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人または家族が作成してください。なお、この場合であっても、事前申請時、事後申請時に必要な書類は、事業者が改修を行った場合と変更はありません。材料の購入は事前申請の承認を受けた後にしてください。
①-12	一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用はどのように算出したらいいですか。	住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、住宅改修費の支給申請は被保険者ごとに行うことが必要です。 一つの住宅において、同時に複数の被保険者を対象とした住宅改修を行う場合には、当該住宅改修のうち、各被保険者に係る範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。 例えば、手すりを複数箇所に設置する場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。
①-13	入所（入院）中の施設から一時的に帰宅するため、住宅改修を行う場合、住宅改修の対象となりますか。	介護保険制度上、入所（入院）中の場合は、住民票上の住所地であっても、外泊時に在宅サービスの算定はできません。このため、住宅改修費の支給の対象とはなりません。
①-14	入所する有料老人ホームの居室について、入所者自らの居室に手すりを取り付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	有料老人ホームの居室部分（専用部分）は、介護保険制度上、居宅に含まれていますが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであることから、一般的には想定されません。

番号	質 問	回 答
①-15	利用者（被保険者）が工事完了前に死亡した場合、住宅改修費の支給は受けられますか。	利用者（被保険者）が工事完了前に死亡した場合は、死亡時に完了している部分までの改修費用が対象となります。その場合、完了届の申請者は、相続人代表者（家族等）となるため、完了届提出時に、「受給資格者申告書」をあわせて提出してください。 ただし、入院中に退院見込みで住宅改修を行い、退院前に死亡した場合は、住宅改修の対象とはならないため、全額利用者（被保険者）の自己負担となります。
①-16	賃貸アパートの廊下などの共用部分の改修は、対象となりますか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により、共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。 しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて個別に判断することとなります。
①-17	賃貸住宅退去時の原状回復のための費用は住宅改修の対象となりますか。	住宅改修の対象とはなりません。
①-18	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか。	賃貸アパートと同様、専用部分が一般的と考えられますが、マンションの管理規定やほかの区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分も住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。 しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて個別に判断することとなります。

番号	質 問	回 答
② 手すりの取付け		
②-1	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）は、住宅改修の支給対象となりますか。	支給対象となります。握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の状態に応じた手すりの形状を選択してください。
②-2	靴箱や家具等に手すりを付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	固定されていない靴箱や家具等に手すりを取付ける工事は、住宅改修の対象とはなりません。
②-3	既存の手すりを取り外し、新たに手すりを設置する場合、住宅改修の対象となりますか。	利用者の身体状況の変化を理由として、手すりの取替えが必要な場合は、既存の手すりの撤去に係る費用も含め、住宅改修の対象となりますので、理由書にその旨を記載してください。ただし、「単に老朽化した」との理由であれば、認められません。
②-4	既存の手すりの高さが合わないため、位置変更の施工費と補強材費のみ申請することはできますか。	部品代を除く施工費と補強材費のみの申請も可能です。
②-5	階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合、住宅改修の対象となりますか。	動作または取付け位置の環境条件から、可動の必要性がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となりますので、理由書にその必要性を明記してください。 ※ただし、支柱等がネジ等で固定されているものに限りません。

番号	質 問	回 答
②-6	棚やペーパーホルダーと一体型の手すりは、住宅改修の対象となりますか。	棚やトイレトペーパーの取付け部分と一体型のものは、取付け部分については手すりの範囲を超えているため、手すり部分のみが対象となります。その際、棚やペーパーホルダーと手すり部分の金額を按分して、工事費内訳書（見積書等）に算出方法を明示してください。
②-7	自宅で店舗を経営しており、居室から店舗に行く途中にある階段に手すりを取り付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	店舗部分については、現に居住する居宅ではないため、住宅改修の対象とはなりません。店舗と居室をつなぐ部分で、利用者の自立支援につながる場合は、住宅改修の対象として認められる場合があります。
②-8	利用者の身体状況の変化等により、既存の手すりでは機能が十分ではなくなったため、既存の手すりを取り外して新しい手すりを設置する場合、既存の手すりの撤去に係る費用も住宅改修の対象となりますか。	既存の手すりの撤去費用についても、手すりの取付けに伴う付帯工事として、住宅改修の対象となります。
②-9	手すりの取付けの下地補強の際、張替えの必要になったクロスの費用は、住宅改修の対象となりますか。	下地補強に伴って壁全体のクロスを張替えした場合、クロスの費用は支給対象とはなりません。ただし、面積で按分算出することが可能であれば、手すりの取付けに伴い下地補強した部分のみ支給対象となります。
②-10	スライドバー（シャワーフック付き手すり）は住宅改修の対象となりますか。	手すりを用途として販売されており、かつ手すりとして使用する部分とスライド・シャワーフック部分を適切に按分できる場合、手すり部分のみ支給対象となります。
②-11	利用者が洗濯物を干すために、二階に上がる階段やベランダに手すりを取付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	利用者の日常生活上必要な動作に関わるものであると認められる場合には、支給対象となります。なお、当該事例については、日常生活上必要と認められるため、支給対象となります。

番号	質 問	回 答
③ 段差の解消		
③-1	床段差を解消するため、浴室用の「すのこ」を制作し、設置する場合、住宅改修の対象となりますか。	特定福祉用具における入浴補助用具の「浴室内すのこ」に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく、福祉用具購入の支給対象となります。
③-2	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上り框の段差を２段にしたりする工事は住宅改修の対象となりますか。	式台については、持ち運びが容易でないものは、床段差の解消として住宅改修の対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象とはなりません。 また、上り框を２段にする工事は、床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。
③-3	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は、住宅改修の対象となりますか。	昇降機、リフト、段差解消機といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の対象外です。 なお、リフトについては、移動式、固定式または据置式のものは、「移動用リフト」として福祉用具貸与の支給対象となります。
③-4	昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、動力によらず、手動の場合は住宅改修の対象となりますか。	手動であってもこれらの設置工事は、対象とはなりません。
③-5	ホーム用エレベーターや階段昇降機の設置については、住宅改修の対象となりますか。	対象とはなりません。また、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しません。

番号	質 問	回 答
③-6	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃き出し窓にスロープを設置する工事は住宅改修の対象となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。	スロープの設置工事は、玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の解消として支給対象となります。通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅解消の対象となります。 ただし、出入口に工事を行う場合、原則としていずれか一か所のみを対象とします。二か所以上で段差解消工事を行う場合には、個別に判断しますので、その必要性を理由書に明記してください。 また、必要以上に幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。
③-7	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は、住宅改修の対象となりますか。	段差の解消として支給対象となります。また、必要以上に幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。
③-8	車いす等で移動するためにスロープを設置した場合、転落防止の車止めを創設する工事は住宅改修の解消となりますか。	段差の解消の付帯工事、転落防止策の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする立ち上がりの設置）として、住宅改修の対象となります。
③-9	外玄関の福祉用具レンタルのスロープ利用に伴う、階段の段差解消は住宅改修の対象となりますか。	福祉用具レンタルのスロープ利用に伴う段差解消工事は、住宅改修の対象とはなりません。
③-10	床の段差解消を行う目的でスロープを設置する際に、既存の床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても住宅改修の対象となるか。	スロープを設置するために床を解体・撤去する必要がある場合には、その費用も床の段差解消に必要な費用として、住宅改修の対象となります。

番号	質 問	回 答
③-11	浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバスの購入設置により行う場合、住宅改修の対象となりますか。	ユニットバス化の工事自体は、住宅改修の対象として認められていませんが、浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更等を、ユニットバスの購入設置により行う場合、対象工事が適切に按分されていれば支給対象となります。 ただし、介護とは無関係な利便性や快適性の機能を有する商品は、介護保険住宅改修制度の趣旨に沿わず対象外となります。
③-12	ユニットバスからユニットバスへの変更による段差解消は認められますか。	身体状況から必要性が明らかであり、浴槽の高さや深さのみが変わる場合は、段差の解消として住宅改修の対象となります。ただし、浴槽の長さや幅が変わり、浴槽自体が大きくなる場合は、住宅の改修とはなりません。
③-13	浴槽の縁に腰掛け、体の向きを変えて入浴するために浴槽の縁を高くする工事は、住宅改修の対象となりますか。	支給対象とはなりません。
③-14	浴室よりも脱衣所の床が低い場合、脱衣室の床上げは住宅改修の対象となりますか。	身体的理由により必要と認められる場合には、支給対象となりますので、改修が必要な理由を理由書に具体的に記載してください。
③-15	洗濯物を干すため、ベランダから出入りをする必要がある場合、ベランダと部屋の間差解消は、住宅改修の対象となりますか。	利用者の日常生活上必要な動作に関わるものであると認められる場合には、支給対象となります。なお、当該事例については、日常生活上必要と認められるため、支給対象となります。

番号	質 問	回 答
④ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更		
④-1	移動を円滑にするため、玄関先の樹木を別の場所に移したり、伐採したりする工事は、住宅改修の対象となりますか。	改修工事の種類に該当しないことから、住宅改修の対象外となります。
④-2	畳等からフローリングに変更する工事は住宅改修の対象となりますか。	車いすや歩行器を利用している場合など、身体状況等から必要性が明らかな場合には、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」として、住宅改修の支給対象となります。
④-3	滑り止めを図るための床材の表面の加工（溝を付けるなど）は、住宅改修の対象となりますか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」として、住宅改修の対象となります。
④-4	階段に滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを張り付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	単に滑り止めゴム等を置くだけの場合は住宅改修の対象とはなりません。簡易に取り外せないよう、家屋に接着剤等で固定する場合は、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」として、住宅改修の対象となります。ただし、浴室の滑り止めマットのように本来そのまま敷くだけのものについては、接着剤等により固定したとしても対象とはなりません。
④-5	車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り替える場合、住宅改修の対象となりますか。	単なる老朽化や物理的、化学的な摩耗、消耗であれば、住宅改修の対象とはなりません。
④-6	床材の腐食により、通行に支障が生じている場合は、住宅改修による床材の変更はできますか。	床材の腐食や破損による改修は、被保険者の身体状況等に関わりなく、家屋としての機能を維持するための修繕として行う必要があると考えますので、住宅改修の対象とはなりません。

番号	質 問	回 答
④-7	滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼る場合、住宅改修の対象となりますか。	浴槽の縁や底は、床や通路ではないため、住宅改修の対象とはなりません。
④-8	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷く場合、住宅改修の対象となりますか。	滑り止めマットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象とはなりません。
④-9	身体状況から転倒が予想される箇所について、転倒した際のケガを防ぐため、住宅改修によりクッション性がある床材に取替えることはできますか。	転倒した際のケガを防ぐという目的だけであれば、住宅改修の支給対象とはなりません。
⑤ 引き戸等への扉の取替え		
⑤-1	扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する場合、住宅改修の対象となりますか。	利用者の身体状況等に合わせて改修が必要である場合には、扉の撤去及び設置に係る施工費についても、「引き戸等への扉の変更」として、住宅改修の対象となります。
⑤-2	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の対象となりますか。	利用者の身体状況から、既存の扉の開閉が容易でないとの理由があれば、支給対象となります。ただし、既存の引き戸の老朽化による扉の取替えは対象とはなりません。
⑤-3	扉の取替えについて、アコーディオンカーテンではなく、カーテンを取付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	カーテンレールについては、取付け工事があり、付帯工事として認められますが、取り外しができるカーテン費用については、住宅改修の対象とはなりません。

番号	質 問	回 答
⑤-4	「折れ戸から引き戸」への扉の変更は、住宅改修の対象となりますか。	身体状況から、必要性が明らかであれば、住宅改修の対象となります。
⑤-5	トイレを利用する際に、入り口が狭く、車いすが通れない場合、間口を拡張して「開き戸」から「開き戸」に変更することは可能ですか。	通常、「開き戸から引き戸」に変更することで車いすが入れるようになる工事を想定していますが、引き戸への変更できない理由がある場合に、間口を拡張し、大きな開き戸に変更することは、「引き戸等への扉の取替え」の範囲に含まれます。
⑤-6	排泄に介助が必要であるため、介助のスペースを確保する目的で、住宅改修によりトイレの扉を「内開きから外開き」に変更することは可能ですか。	介助者のサポートがないと目的が達せられず、利用者や介護する者の負担の軽減につながる場合は、住宅改修の対象となります。
⑤-7	車いす利用者が、車いすのままトイレと洗面室に入れるようにするため、扉の撤去と間口の拡張を行う場合、扉の撤去に伴う付帯工事として、間口を広げる工事も住宅改修の対象となりますか。	扉の撤去については、住宅改修の支給対象となります。扉の撤去後、新しい扉を付けずに、間口を広げる工事は、扉の取替えに伴う付帯工事に該当しないため、住宅改修の対象とはなりません。
⑤-8	引き戸等への改修に伴い、不要となった扉に係る撤去・処分費用は住宅改修の対象となりますか。	「引き戸等への取替え」の工事に伴う付帯工事として、住宅改修の対象となります。

番号	質 問	回 答
⑤-9	新たに扉を設置する工事は住宅改修の対象となりますか。	「引き戸等の新設」が、「既存の扉位置の変更等」に比べ、費用が低廉に抑えられる場合には、対象となる場合もありますので、個別にご相談ください。
⑤-10	門扉の取替えは、住宅改修の対象となりますか。	引き戸等への取替えとして、住宅改修の対象となります。
⑤-11	ドアノブを変更するために、扉ごと取替えた場合、住宅改修の対象となりますか。	利用者の身体的事由による変更であれば、住宅改修の対象となります。
⑥ 洋式便器等への取替え		
⑥-1	既存の洋式便座では立ち上がりが困難となった場合や、膝が十分に曲がらなくなった場合、高さの高い洋式便器への交換は、住宅改修の対象となりますか。	利用者の身体状況等の変化に伴い、洋式便器の高さを変更する場合、まずは特定福祉用具購入品目の補高便座による対応を検討してください。福祉用具での対応が困難場合は、住宅改修の対象となりますが、その場合、福祉用具による対応が困難な理由を理由書に明記してください。
⑥-2	非水洗和式便器から、水洗洋式便器へ交換する場合、住宅改修の対象となりますか。	住宅改修の対象となります。ただし、便器本体の工事とともに行われる、「水洗化工事」については、住宅改修の対象となりません。
⑥-3	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えることは可能ですか。	洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は、住宅改修の対象とはなりません。
⑥-4	既存の和式トイレとは別の場所に、洋式トイレを新たに設置する場合、住宅改修の対象となりますか。	トイレの新設のみの場合は、住宅改修の対象とはなりません。ただし、既存の和式トイレを取り壊した上で、別の場所に洋式トイレを新設する場合は、住宅改修の対象となります。

<受付窓口・問い合わせ先>

藤沢市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL : 0466-25-1111 FAX : 0466-50-8443

Email : fj-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp